公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３３号
埼玉県春日部市大衾277番地35
債務者　金子　和美
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
埼玉県春日部市大衾277番地35
債務者　金子　　清
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
埼玉県東松山市小松原町７番地17　グッデイズ403
債務者　盛　　純
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１０５号
埼玉県東松山市松本町１丁目10番49号　ジョイス高橋Ａ201
債務者　盛　小夜子
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第５１号
千葉県船橋市高根台６丁目32番15号　コーポプチファミーユ201号
債務者　小松　昭男
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１９２号
千葉県船橋市習志野台４丁目67番４号　テラスセッズＣ号
債務者　廣田　　弘
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２０３号
千葉県市川市鬼高２丁目15番８号　コーポオガタ201号
債務者　二宮　芳雄
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２０４号
千葉県市川市市川１丁目３番９号
債務者　宇田川惠三子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２１１号
千葉市美浜区高洲３丁目５番４棟103号
債務者　西本真由利
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２２１号
千葉県浦安市富士見５丁目15番22―209号　ベア・ハイツ
債務者　松井　明男
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２２９号
千葉市稲毛区稲毛東３丁目６番18号　須藤ビル402号
債務者　毛利　　剛
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２４６号
千葉県市川市東菅野４丁目32番１号
債務者　田島　敬一
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２５０号
千葉市中央区今井２丁目11番23号、申立時の住所千葉市美浜区打瀬３丁目５番地　マリンフォート３―403号
債務者　高橋　　学
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２６３号
千葉県市川市幸２丁目10番20号　行徳ファミリオＧ―34号
債務者　本間　千尋
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２５５号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘13棟201号
債務者　三浦　國男
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７６号
名古屋市熱田区八番２丁目21番19号　フォーブル渋谷Ａ棟101号
債務者　加藤　良平
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９号
岡山県井原市東江原町626番地７
債務者　石原　和恵
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係